

事務連絡  
令和2年4月16日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部  
障害児・療育担当課長

**緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所の支援の  
提供について（その2）**

平素より、東京都の障害児者施策の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記については、令和2年4月10日付2福保障施第147号「緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の対応について」を发出し、同日付事務連絡「緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所の支援の提供について」により、都内の各障害児通所支援事業所宛に通知したところです。

以下について、追加でお示いたしますので、ご確認の上ご対応いただきますよう宜しくお願いいたします。

**記**

**1 事業所を臨時休業する場合について**

事業所において臨時休業を決めた場合には、都に電話で一報の上、休業期間と休業の経緯等について簡潔に記載したものを任意の様式でFAXにて送付すること。

休業にあたっては、利用者の保護者に対して休業理由も含めて説明し、理解を得ること。

**2 事業所の臨時休業時の対応について**

欠席の対応については、前回事務連絡においてお示したところであるが、緊急事態宣言において、縮小しての支援を依頼しているところであり、今後、臨時休業を行う事業所においても同様に対応すること。

対応にあたっては、利用者負担が発生することから、あらかじめ保護者に丁寧な説明を行うとともに、同意を得た上で確認をとり、記録をしておくこと。  
また、支給量のうちの1日に含まれ、基本報酬を算定することから、複数事業所を利用している児童の場合、同一日に報酬算定することはできないため、当初の利用予定日以外の日について算定することがないように留意すること。  
また、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに留意すること。

「可能な範囲での支援の提供を行い、当該相談援助の内容について記録を行ったことを以て通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして区市町村が認める場合」とあるとおり、支援の提供にあたっては、児童や家族の健康状態の電話等での確認だけでなく、事業所に通所していない期間にあっても、個別支援計画に基づいた児童の課題に対する適切な支援の提供が可能となるよう、児童本人に対する具体的な支援及び家族への相談援助を行うこと。  
また、提供した支援についての効果を確認するため、支援の提供後1週間以内に、その効果を評価し、次回以降の支援の提供に結び付けること。  
記録にあたっては、別添都独自様式「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての欠席に関する欠席時対応加算及び基本報酬の算定について」を利用すること。

障害児通所支援事業においては、テレワークなどの在宅勤務は性質上なじまないものであるが、緊急事態宣言の期間においては、事業所への出勤が難しい職員等も発生しうるため、在宅勤務も可能とする。  
ただし、その場合においては、個人情報の管理を徹底し、情報の漏洩等が発生しないよう細心の注意を払うこと。  
また、支援内容については、必ず管理者及び児童発達支援管理責任者が速やかに確認するなど、支援した個人の視点のみにならないような工夫を行うこと。

### 3 報酬算定にあたっての留意点について

事業所を欠席している間も、通常サービスと同等の支援が必要との保護者の意向がある場合は、訪問等の対応を行うことで、報酬の算定が可能となっているが、保護者の意向が無いにもかかわらず、訪問等の対応を行っている事業所が見受けられ、「保護者に断られれば訪問等の対応ができず、報酬が入ってこないため、協力をお願いしたい」等、強引に対応を迫るケースや、「支援内容が通常サービスと同等ではない内容であるにもかかわらず、報酬の算定をされ、それに伴う負担をさせられる」等の苦情が保護者から多数寄せられている。  
保護者の立場では、今後、事業所の利用ができなくなるという不安から、しぶしぶ同意をしているとの声も都に届いている。  
以上のことから、支援が不要という保護者に対しては、無理な対応を行わないこと。

なお、利用を控える児童や休業する事業所の増加等、今般の状況を鑑み、欠席や休業時の対応を行った日の報酬算定にあたっては、令和2年2月まで（3月以降に届け出ている事業所は、その体制で算定可能。緊急事態宣言を踏まえ、縮小した体制ではない体制での届出で算定。）に届け出ている体制の加算については算定可能とする。ただし、実績に基づく加算については算定できないため注意すること。

#### 4 事業所職員等がPCR検査の対象となった場合の対応について

管理者や事業所職員等がPCR検査の対象となった場合には、速やかに利用者の保護者に対し状況について説明するとともに、都及び区市町村に対し、当該職員の状況、当日の職員数及び利用者数等について、報告を行うこと。

以上